

建築物排出量削減計画書等の様式を定める要綱

令和3年3月31日制定

(目的)

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第49条第1項、同条第3項に規定する建築物排出量削減計画書及び第51条第1項に規定する特定建築物の新築等に係る工事の完了の届出に関し必要な様式を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び京都市地球温暖化対策条例施行規則で使用する用語の例による。

(事業者排出量削減計画書等の様式)

第3条 建築物排出量削減計画書の様式は、要綱第1号様式とする。

2 建築物工事完了届の様式は、要綱第2号様式とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。